

日本年金機構が行う事務の認可等

○ 概 要

平成 22 年 1 月、公的年金業務の運営を担う組織として、非公務員型の特殊法人である日本年金機構が設置されました。

日本年金機構では、公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担う国（厚生労働大臣）の直接的な監督の下で、一連の運営業務が委任・委託され、厚生年金保険法等の各法令を遵守し業務を行っています。

○ 業務内容

日本年金機構に委任された業務のうち、滞納処分等のような権力的な性格を有する業務を行政機関以外の者に行わせる場合は、その事務処理に当たっての公正性、客観性を担保するとともに国の監督体制を十分に確保する必要があります。

このため、日本年金機構が滞納処分や適用事業所の調査等を行う場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可（厚生労働大臣の権限を地方厚生局長に委任）を受けなければならないと各法令に規定されており、関東信越厚生局では、このような日本年金機構が行う業務等に係る認可等を行っています。

日本年金機構との業務の流れについては 次頁を参照

日本年金機構との業務の流れ

